

第 340 号丹波市商工会FAXレター

2021/12/8 発行

月次支援金のお知らせ

【給付対象】①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となります。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など)

【給付額】中小法人・・・上限20万円/月 個人事業主等・・・上限10万円/月

2019年または2020年の基準月の売上 - 2021年度の対象月の売上

申請方法・必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。👉

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

【申請期間】10月分：2021年11月1日～2022年1月7日

【問合せ】月次支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP 電話等からのお問合せ先：03-6629-0479 (通話料がかかります)

中小企業者事業継続応援金 (第2弾)

※申請期限、比較対象月等要件が変更となったことに伴い、2回目の申請が可能となりました

【応援金額】

・対象月の売上が20%以上50%未満減少している事業者：10万円

・対象月の売上が50%以上減少している事業者：20万円

※7月1日から9月30日までに申請された事業者で、10万円の受給となった事業者については、下記の要件を満たせば2回目の申請が可能です。(差額の10万円の応援金を給付します)

1. 申請金額が10万円

2. 6月から12月の連続する任意の2ヶ月間の売上が平成31年(令和元年)または令和2年の同じ2ヶ月間と比較して50%以上減少している

【申請について】

新型コロナウイルス感染症対策のため、申請される方は原則郵送での申請をお願いします。

【申請期間】

令和3年7月1日(木曜日)～令和4年2月28日(月曜日)※必着

【申請書送付先】

〒669-4192 丹波市春日町黒井811番地 丹波市役所 産業経済部 新産業創造課 宛

対象要件および申請書類等に関しては、下記URLより丹波市の特設ページをご覧ください。

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/shinsan/dai2danouenkin.html>

※兵庫県の要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第1期(令和3年1月14日から2月7日)、または、第2期(令和3年2月8日から3月7日)の給付を受けている方は申請対象外となります。(飲食店への協力金)

【問合せ】丹波市役所 新産業創造課 TEL：0795-74-1464

第 340 号丹波市商工会FAXレター

2021/12/8 発行

全国商工会会員福祉共済のご案内

全国商工会連合会が運営する「福祉共済制度」傷害プランは、職種・年齢・性別問わず、月額 2,000 円～の掛金で充実補償。さらに、医療特約（月額 1,000 円）を追加すれば、病気での入院も補償します。仕事中はもちろん、交通事故や家庭内でのケガ、病気など幅広く対応しており、商工会会員とその家族、従業員、商工会役職員が対象です。大切な、商工会会員の皆さまだからこそ加入できる特別な制度です。

【問合せ】丹波市商工会本所 82-3476

ビジネスダイアリー

2022

販売しています！！

会員様価格 一冊 200円



丹波市商工会本所で
ご購入いただけます。

丹波市よりお知らせ ～人権学習会を開催しませんか～

丹波市では、人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、企業・事業所等が自主的に開催される人権学習会に講師を派遣します。

【対象となる学習会】

丹波市内の企業・事業所や丹波市内に拠点として活動する団体において、参加人数が概ね 10 人以上の学習会（1 時間～1 時間半）

【支援内容】

希望テーマ（障がいのある人、パワハラ、職場の人間関係など）に沿って講師を派遣し、その講師料（交通費含む）を負担します。

【その他】

開催希望日の 4 週間前までにお申し込みください。

【問合せ・申込先】丹波市役所人権啓発センター TEL：0795-82-0242

外国人向け交通安全ガイドのお知らせ

外国人の中には、日本の交通ルールが分からずに不安に感じている方も多いと思います。警察庁のホームページには、外国人向けの日本における交通安全ガイドが掲載されており、丹波市のホームページ（下記 URL 又は QR コード）から閲覧することができます。英語、中国語、韓国語、ポルトガル語で書かれたガイドとベトナム語のチラシを掲載しています。ぜひご覧ください。



【URL】

<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/kurasinoanzenkoutsushouboubouhan/koutuuannzenngaido.html>

（QR コード）

【問合せ】丹波市役所 暮らしの安全課 TEL:0795-82-1532

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7（本所） 現在の会員数 事業所 2053
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp